

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県伊勢市常磐2丁目10番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、赤ちゃんからお年寄りまで、皆が対等で信頼しあえる関係を築き、お互いの喜びや悲しみを分かちあい、心身ともに豊かな生活を送ることができ、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(A) ホームホスピスに関する事業

(B) 地域との繋がりに関する事業（ふぁみりーくらぶ）

- ① 「高齢者」「子どもとその家族」「障がい者」等のふれあいの場
うたごえ喫茶・カフェ・認知症カフェ・趣味活動・ミニ講演会等
- ② こども食堂・フードパントリー
- ③ 聞き書き教室

(C) 食に関する事業

- ① 配食サービス
- ② 食堂（離乳食・嚥下食・治療食・アレルギー除去食等介助可能）
- ③ 一般惣菜・嚥下食・治療食・アレルギー除去食等個食パック販売事業
- ④ 食育に関する事業

(D) 子育て支援に関する事業

- ① 子ども第三の居場所事業
- ② 学童保育事業
- ③ 障がい児放課後等支援事業
- ④ 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業

- ⑤ 乳幼児はぐくみ支援事業
- (E) 障がい者支援に関する事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- (F) 高齢者支援に関する事業
 - ① 老人福祉法、介護保険法に基づく老人居宅生活支援事業
- (G) 上記事業に関する広報・研修・技術指導・相談等に関する事業
- (H) その他、第3条の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法における社員とする。
- (1) 正会員

この法人の目的に賛同し、事業を協力して行うために入会した個人または団体
 - (2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
 - (3) 名誉会員

この法人に功勞の有った者、または学識経験者で、総会により推薦された者

(入会)

- 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
- (1) この法人の目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
 - (2) 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとする。
 - (3) 理事長は、前項の入会申し込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
 - (4) 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - (5) 賛助会員等の入会等については、理事会で別に定める。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
 - (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出品金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出品金は、返還しない

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は理事の互選とし、副理事長を置く場合は、理事の互選とする

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意

見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年以内とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会までその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(総会開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム(Web会議システム)や音声会議システムを通じて出席できるほか、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会義の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム(Web会議システム)や音声会議システムを通じて出席できるほか、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の活動報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算に関する総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催しなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	慶子
副理事長	春日部	吉郎
理事	古市	正雄
監事	辻	邦宏
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年の通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	 1,000円
(2)	〃 年会費	 10,000円
(4)	〃 年会費	 10,000円
(5)	利用会員入会金	 1,000円
(6)	〃 年会費	 10,000円
- 7 この定款は、平成12年5月20日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成16年9月17日から施行する。
この定款は、平成21年9月10日から施行する。
この定款は、平成24年8月24日から施行する。
この定款は、平成27年7月16日から施行する。
この定款は、平成30年7月25日から施行する。
この定款は、令和4年2月18日から施行する。
この定款は、令和7年8月27日から施行する。

当法人の定款に相違ありません

認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家

理事 小林 慶士